平成26年度

村政執行方針

猿 払 村

はじめに

平成 26 年第 1 回定例村議会にあたり、村政執行に臨む私の所信を申し上げ、村民の皆様をはじめ村議会議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

昨年 12 月に村民の皆様をはじめ、多くの方々から強いご支援と心温まるご厚情を賜り、初当選の栄に浴し、まちづくりの重責を担わせていただくこととなり、改めて最善を尽くすべく決意をしたところでございます。

今日の地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進行をはじめ、ＴＰＰ(環太平洋戦略的経済連携協定)による農産物自由化など、多くの問題に直面し誠に厳しいものがありますが、私は、ふるさと猿払村をもっと元気にしていくために、皆様から寄せられました信頼と期待に応えるべく、「個性と活力に溢れる地域産業づくり」、「健やかで夢や希望・生きがいをもって暮らせるまちづくり」、「行財政改革の継続」、「人を育み思いやりの心を育てるまちづくり」、「安心・安全で住みやすいまちづくり」、「人・もの・情報の行き交うまちづくり」の６つの視点で、村づくりに全力で取り組んでまいる所存であります。

今後も、先人たちの志を受け継ぎながら、漁業・酪農業の第一次産業の発展を基本とし、新たな住民福祉の増進などを図る施策に取り組みながら、「誰にでも やさしい まちづくり」を目指してまいります。

以下、施策の大綱を申し上げます。

1.自然環境・観光　・・・厳しくも豊かな自然環境との共生・・・

【地球温暖化防止対策】

これまで「猿払村地球温暖化対策地域協議会」を中心に、協議、検討してまいりました温暖化対策について、本年も昨年度に引き続き村民、事業者の皆様が設置するＬＥＤ照明器具等、新エネ・省エネ設備への経費について支援し、明るく住みよい村づくりと温暖化防止対策を実行してまいります。

また、村内小・中学生を対象とした標語募集や事業所訪問、家庭や事業所を対象としたエコ・省エネ診断も、地域協議会の継続活動として取り組んでまいります。

さらに、再生可能エネルギーと臭気対策の一環として、家畜ふん尿を活用したバイオガス施設の検討は、関係機関と連携し協議を進めてまいります。

村の事務事業に係る温暖化対策については、『第２期猿払村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)』を柱に、「猿払村地球温暖化対策庁内推進会議」の中で、行政も一事業主として取組みを継続してまいります。

【海岸保全・河口閉塞対策】

津波・高潮等の自然災害から人命や財産を守るための海岸保全対策につきましては、背後の状況等を考慮して浸食対策事業の推進と、既に実施された護岸工等の補修整備を関係機関に要望してまいります。

河口閉塞対策につきましては、パトロールによる日常的な巡視や点検、さらには恒久的な河口閉塞解消に向けての調査を関係機関に要望してまいります。

【観光振興】

観光の振興につきましては、本村が誇る優れた資源である自然環境、産業、さらには新鮮で豊富な食材などを有機的に繋げ、道内外に広くＰＲすることを目的に観光協会を充実していきます。また、本村のブランドイメージの確立に努めながら、猿払村を目指す観光客の拡大を図ってまいります。

観光の拠点である道の駅「さるふつ公園」では、観光協会と連携し定期的なイベントの開催や観光情報の充実、冬期間の来訪者を増やすための取組みを積極的に進めてまいります。特に平成 25 年度から行っているホテル「ふるさとの家」の大規模改修の計画的な実施や、観光客が求める情報の充実、様々な産業と連携して猿払を体験するツアーなどを通して、滞在型観光の充実にも努めてまいります。

【環境衛生と循環型社会】

本村の恵まれた自然を守り、安心して暮らせる村づくりの一つに、家庭や事業所から排出される廃棄物の減量化、再資源化は欠くことのできないものであり、村民、事業者、行政がそれぞれの立場で、その役割を担うことが重要であります。

平成 26 年度から平成 30 年度までの５カ年間を計画期間とした、第７期猿払村分別収集計画では、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、リサイクルを基本とした村づくりを目指すことを基本的方向と位置づけ、その達成に向け村民の皆様にご理解とご協力をお願いするものであります。

今年度も家庭ごみの分別、減量化に向けた『村民学習会』の開催、また、今年度で 13 回目を数える前浜清掃を継続して行い、本村の景観と生活環境の保全に努めてまいります。

一般廃棄物最終処分場は、廃棄物処理の嵩上げ計画により施設の延命を図ったところであり、処分場の埋め立てを効率的に行い、埋立受入容量の増大を図ってまいります。

また、ごみのポイ捨てをはじめとした不法投棄が後を絶ちません。これらの対策として看板の設置等を行い啓発を継続してまいります。

２.生活環境　・・・利便性が高く、住みよい快適な村づくり・・・

【住宅対策】

公営住宅につきましては、全管理戸数の約半数が耐用年数が経過していることから、既存ストックを長期間にわたって良好な状態で使用できるよう、「公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な改善工事として、豊里団地における屋根の塗装工事及び苗畑団地における外壁及び屋根の改修工事を実施すると共に、鬼志別団地における建替事業を継続して実施してまいります。

持家住宅に対する施策につきましては、これまでの「持家住宅建設促進助成制度」が平成 25 年度末で失効することから、これまでの実施効果の検証と今後における課題整理を進めてきたところでありますが、本制度の実施による建設促進と地域経済の活性化に大きく寄与したと考えられることから、今後も引き続き住環境整備と定住を促進していく必要があると判断し、新たに「快適な住まいづくり促進事業」としまして、これまでの新築住宅に対する補助に加え、村内全世帯の約６割を占める持家世帯のリフォーム等への支援策も行い、良質な住宅ストック促進を図ってまいります。

また、平成24年度から開始した「民営賃貸住宅建設促進助成制度」につきましては、２年間で延べ4棟16戸が建設されておりますが、依然として賃貸住宅のストックに不足を生じている状況にあることから、さらなる建設促進を図るべく、建設可能区域を村内全域に拡大し、民間活力による住環境の整備を進めてまいります。

【道路整備対策】

道路施設は、産業・経済・文化の発展の基盤として通勤や通学・買い物など生活に密着したものであり、安全で円滑な交通の確保を図っていくため、鬼志別市街13号線改良舗装を実施し、利用者の交通安全確保を図ります。

維持管理につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、浅茅野橋の補修詳細設計に着手します。また、道路ストック総点検業務では、舗装道路の路面調査を行い舗装状態を把握し、計画的な補修を行う基礎資料とします。

除排雪につきましては、ロータリー除雪車１台を更新して、日常生活に影響が生じないよう除排雪し、安全で安心な交通の確保に努めてまいります。

国道・道道につきましては、地域要望を基に防雪対策の強化や路面舗装補修と通学路の歩道除雪等を引き続き要望していくと共に、国道 238 号線の海岸浸食対策として計画されている「浜猿防災事業」のうち、知来別工区が本年度から着工されることとなり、円滑な事業の推進に向けて関係機関と十分協議してまいります。

【情報通信基盤の活用】

「光ネットワーク」の運用開始から３年が経過し、地上デジタル放送や防災行政無線に代わる音声告知端末、村内無料電話において、情報通信事業を展開しております。また、超高速インターネットサービス契約数も当初の予想を上回り、平成 25 年 12 月末には 590 件となり、都市部との情報格差の解消はさらに進んでおります。

さらに、広域連携事業において取組みを進めておりますＴＶｈ(テレビ北海道)の知駒中継局整備による放送エリア拡大に対応するため、関連設備の整備を進めてまいります。今後は、保守体制の充実により安定したサービスの提供に努めると共に、様々な行政サービスへの利活用を検討し、利用促進を図ってまいります。

【公共交通の利便性向上】

宗谷バスの路線変更により、交通空白区域となった小石地区と鬼志別苗畑地区住民の足を確保するため、完全予約制によるデマンドバスを運行しており、予約方式に変更になったことにも慣れていただき、多くのご利用をいただいているところであります。今後も利用者の皆様からの声をもとに、より利用しやすい環境を整備してまいります。

また、福祉タクシーにおいても、これまでに利用対象年齢を 65 歳以上とし、村内どこでも 1 台片道 500 円で利用可とする改正や、運行時間の延長を行い、多くのご利用をいただいておりますが、引き続き利便性向上のための検討や見直しを進めてまいります。

【簡易水道・下水道対策】

簡易水道事業につきましては、水道施設の良好な維持管理や老朽化した施設の維持補修等を行うことで、安定した水道水供給に努めてまいります。

施設改良においては、浅茅野地区道営農地整備(営農用水)事業の早期完了に向けて関係機関と協議してまいります。

下水道事業につきましては、集落排水処理施設及び個別排水処理施設の適正な維持管理に努めてまいります。機能強化事業が終了した鬼志別地区に続き、経過年数が長い浜鬼志別地区の漁業集落排水処理施設につきましては、更新事業の選定を行い、事業実施に向け検討を重ねてまいります。また、集落排水処理地域以外の住宅建設においては、個別排水処理施設整備事業を継続して実施してまいります。

3.防災、医療・救急、地域安全活動 ・・・安心して生活できる環境の整備・・・

【地域防災の充実】

昨年度改定した「地域防災計画」や「津波避難計画」等に基づき、各地域ごとに安全な避難場所やルート、災害弱者対策の徹底を図り、各地域において新たな防災計画等の周知徹底に努めると共に、自主防災組織化を推進し、災害時備蓄品整備事業を本年度も継続して実施してまいります。

【消防行政対策】

すべての村民が安心・安全で住みやすいまちづくりを推進するため、消防団及び関係機関と連携し、火災及び救急や救助体制の強化を図り、自然災害の対応も含め、村民の生命と財産を守るための体制強化を進めてまいります。

そのため、消防水利の充実として芦野防火水槽の修繕、平成 28 年 6 月から運用開始となる消防救急無線デジタル化に向け、本年度より中継局並びに基地局設備整備工事の着手と消防指令車の購入及び知来別消防分団詰所外構(舗装)工事を実施すると共に、火災予防の強化と村民一人ひとりの防火意識を高めるため、火災予防査察の実施や住宅用火災警報器の設置率の向上、公共施設・各事業所への防火ポスターと広報誌「半鐘」の各家庭への配付及び火災予防運動期間を主として、各地域の要所に火の用心旗を設置してまいります。

さらに、高齢者等の生活の安全と安心を守るため、消防の特性と機動力を生かして緊急通報システムの効率的な運用を図り、高齢者の方々へのきめ細やかな支援や対応に努めてまいります。

また、冬期間の独居老人宅等の緊急避難通路の確保や屋根からの落雪事故を防ぐため、地域包括支援センター、消防署猿払支署及び消防団員のみならず、社会福祉協議会及び自治会等との連携を密にして対応してまいります。

地域に密着している消防団員の高齢化に伴い団員数が減少し、団員の確保が困難な地域もあり、消防団の体制強化を図るため、消防団本部及び自治会を含めた協議並びに検討を進めてまいります。

【交通安全・防犯対策の推進】

昨年 12 月 12 日に、村内における交通事故死ゼロ 2,300 日を達成することができました。現在は本年 6 月 30 日の 2,500 日達成の目標に向けて、関係機関と協力し努力しているところであります。引き続き交通安全に対する意識の向上を図るため、交通安全協会・交通安全指導員会を中心に、自治会や関係団体と連動した運動の展開を図ってまいります。

防犯対策の推進は、防犯協会の活動を軸に自治会等地域住民の声かけ、見守りを継続して実施するよう広報等による周知など、住民全体の意識向上が図れるよう努めてまいります。

【医療・救急体制の充実】

村唯一の一次医療機関として保健・福祉・消防さらには社会福祉法人猿払福祉会と連携を密にし、村民が安心して生活できる医療サービスの提供に努めてまいります。

ここ数年、定年退職者が多かったことから人材確保を最優先に進めてきましたが、今年度からは看護部局など新しい体制でチーム医療をさらに構築させ、「今以上に安心・安全で住みやすいまちづくり」のため病院としても努力して

まいります。また、病院等の経営状況の透明性を高める趣旨から、地方公営企業法が46年ぶりに改正され、今年度の予算から適用されます。主な内容としては企業債が資本から負債への計上、補助金等で取得した固定資産の償却制度の変更、引当金の創設及びリース会計導入などであり的確に対応したいと考えています。引き続き経営の効率化を推進し経費の節減に努め、特定健診、各種予防接種、労働安全衛生法に基づく職場健診等の予防医療にも積極的に取り組んでまいります。

村民が安心・安全で住みやすいまちづくりを推進するため、救急隊員の研修及び教育の充実を図り、さらに救急救命士の養成並び再教育に努め、救急救命体制を確立すると共に、救急出動で重篤な傷病者が発生した場合においても医療機関との連携を密にし、ドクターヘリの有効活用に努めてまいります。

また、村民に対する応急手当の普及に向けて、救命講習の要請にも積極的に応え、併せて村内各学校や保育所、事業所等での救命講習の際には、「ＡＥＤ」の取り扱い指導も実施し、村民の救命講習受講者数の増大と村民の救命率の向上に努めてまいります。

４.教育、文化、スポーツ　・・・心豊かで感性あふれる人づくり・・・

【夢や希望を叶える生涯学習の充実】

いじめ防止推進法の制定や学力・体力問題など教育を取り巻く情勢は、大きく変動しております。その変化に対応し主体的に生きる力が求められています。

夢や希望を持ち相互に理解しあえる環境は、ふるさとに活気と安心をもたらし、未来を拓く人を育む根幹となります。そのために、充実した教育を推進し安全・安心の環境整備に努めてまいります。特に、耐震化など安全な教育環境の整備に努めると共に、学校統合の要望も出されていることから、学校適正配置についても子どもや保護者・地域の願いが叶えられるよう丁寧に進めてまいります。

また、個別のニーズを必要とする子どもも増えておりますことから、教育の連続性と個別性を保証する支援に努め、課題を克服し未来を拓く力を育むことができるよう、家庭・学校・地域の肯定的関係の醸成に努めると共に、相談体制の充実を図るなど関係者の連携･協力を深めながら丁寧に進めてまいります。

教育再生実行会議からの提言を受け、国レベルでは教育委員会制度の見直しも進められております。教育は人づくり村づくりの根幹でありますことから、教育委員会とも連携を密にし、村全体で教育環境の充実と発展に努めてまいります。

5.地域産業　・・・地域産業の強化と新たな産業振興・・・

【酪農振興】

酪農の振興につきましては、本村の基幹産業として多くの生活を支えていることから、国営や道営事業による生産基盤の維持保全と中山間地域等直接支払交付金などの活用による農業者の自主的活動を推進します。国際競争など厳しさを増す中を生き抜く経営の確立と多面的機能の維持を図ると共に、営農と環境が調和した経営を進めるため東宗谷農業協同組合を中心とした臭気対策を協議する組織への協力を行ってまいります。

「牛乳と肉の館」における牛乳・乳製品の製造と体験実習は、本村の酪農業を象徴する事業であり、広く消費拡大につながるよう継続して取り組んでまいります。併せて生乳を原料とした新たな商品の開発に向けて検討を行ってまいります。

次世代の経営者となるべき後継者や新規就農者の育成・確保は、酪農業の振興ばかりでなく集落の維持、形成に直結する課題であることから、関係機関と連携して対策を講じてまいります。個別経営を支える村営牧野の機能充実のため、道営事業により牛舎を設置し、預託事業のより一層の強化を図ってまいります。

【林業振興】

林業振興につきましては、森林がもつ水資源や生態系保持などの公益的機能の維持増進を図り、民有林との連携のもと広域的な森林づくりを進めるため、民有林の施業に対して助成を継続すると共に、伐採など低コスト施業の検討を行ってまいります。また、平成４年度分収造林事業で植栽した林班内の除伐事業を行うと共に、今後も適正な生育を図るため計画的な施業を行ってまいります。

エゾシカの増加による森林や草地、さらには家庭菜園などへの被害が年々増加している実態を踏まえ、引き続き猟友会に駆除の協力をお願いしながら、被害の減少に努めてまいります。また、昨年結成された「鳥獣被害対策実施隊」とエゾシカの新たな駆除についての検討とその実施を行ってまいります。

【水産振興】

水産の振興につきましては、水産資源や漁港環境の整備に努めながら、収益性の向上と安全操業の確保を図るため、村内３漁港の基盤整備を促進してまいります。また、昭和 56 年に建設した漁船上架施設の狭隘と老朽化の対策として、平成 27 年度の新施設の供用開始に向けて引き続き取り組んでまいります。今年度は船揚場改良事業(事業主体：北海道)と共に、上架施設(クレーン方式)の基礎部分の建設とクレーン本体の工場製作を行ってまいります。

水産加工業の振興につきましては、ＥＵ(欧州連合)向けホタテガイの輸出に向けたサンプル調査の実施や水産加工品の安定供給、安心・安全な衛生管理の徹底など関係機関と連携し、加工技術の向上と消費需要の拡大を目指します。その一環として漁業協同組合が計画しています「ホタテ総合加工場(仮称)」の建設に向けて協議し、地域振興を図ってまいります。

【商工業の振興】

商工業の振興につきましては、中小企業指導事業並びに地域振興事業費補助の継続を行いながら中小企業者の経営基盤の安定化を図ります。併せて、村民の生活を支える商店の維持と活性化に向けた協議を商工会と進めると共に、村民の交流や買い物時の休憩の場所として商工会青年部が実施する「さるカフェ」事業に対して活動を支援してまいります。

消費者行政につきましては、悪質商法の手口が複雑かつ巧妙化する中で、トラブルに巻き込まれるケースも多くなっており、啓発活動と共に広域で取り組んでいる相談の窓口を広く村民へ周知し、安心・安全な暮らしの確保に努めてまいります。

労働対策につきましては、稚内ハローワークなどと連携しながら多様な求職者の就業促進に努めてまいります。また、雇用の場の確保につきましても進めてまいります。

6.保健、福祉　・・・すこやかに暮らせる村づくり・・・

【健康づくり支援体制の充実】

村民が安心して健康で過ごせるよう、村民自らが自身の健康を把握することを基本に、保健指導を併用し、積極的に健康増進に努められるよう、健康に関する情報を村広報誌や村ホームページ等により提供し、スマイル事業の継続や、楽しみながら参加できる新たな健康増進事業などにより、参加者増を図ってまいります。

また、歯の健康は健康づくりの第一歩であり、長い歳月を共に過ごすことから、昨年度から実施している高齢者歯科健診事業の継続と、今年度から保育園児を対象にフッ化物洗口事業を実施してまいります。

【地域福祉の充実】

行政は、住民が生まれてから亡くなるまですべての世代にわたり何れかの課が関わりをもち、横断的に環境づくりを実施しています。

特に今年度は、子ども・子育て会議を設置し、子ども達が健やかに育つよう、平成27年度から5年間の「子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

また、消費税率引き上げに併せ導入される、低所得者に対しての臨時福祉給付金や子育て世帯に対する子育て世帯臨時特例給付金の支給について、関係機関と連携を取り円滑な事務処理に努めてまいります。

【高齢者福祉の充実】

村の長い歴史に貢献された高齢者の皆様に、より永く住んでいただく環境整備として、一つは、米寿(88歳)を迎えられた方へ記念品を贈りお祝いします。二つ目は、福祉施設等の建設を見据えた基本設計業務を実施します。三つ目は、新たに採用する社会福祉士を活用し、成年後見制度をはじめとした権利擁護事業や、障がい者の総合相談支援事業の充実を図ってまいります。

【障がい者福祉の充実】

障がい者やその支える家族の思いを受け止め、当事者が希望する施策の実現を図るため、「ななかまどの会」や新たに採用する社会福祉士、その他関係者との連携を深め、支援事業や社会参加機会をつくるための検討を進めてまいります。

また、障害福祉計画(現障害福祉プランH24～H26)の見直し時期が重なることから、障害者計画(10年)を包括した新たな障害福祉計画(H27～H29)を策定してまいります。

【保育行政の充実】

合計特殊出生率は、平成24年度をピークに高い数字になっておりましたが、平成25年度は25名の出生数となり、ここ数年は25～30名を推移し、大きな減少は見られず、この背景には経済的な豊かさと安定がその要因であると思われます。一方では、ひとり親家庭の増加や、保護者の大きな心身のストレスも見られ、支援が必要と思われる家庭も増えてきております。親の就労に関わらず、すべての子育て家庭への支援に社会全体で取り組むこと、そして関係機関と連携を取り、手厚い心の通った支援をすることが、将来の猿払村を担っていく子ども達が安心して住むことのできる地域になると思われます。

平成24年度から実施してきました保育所保護者評価をうけ、さらに安心して子育てができる環境づくり、サービスの向上と保育の充実、そして老朽化してきた遊具・保育用具の入れ替え、施設のメンテナンスを行います。

保育の中では、学校等の関連機関と連携し、猿払の子ども達の「生きる力」

を育てるための生活リズムの立て直し、猿払村でも課題とされている体力の向上、食生活の見直しにも重点を置き、子ども達の健全な発達を保障していくことを継続し実施してまいります。また、療育の子ども達への適切な支援と関係機関との連携、スムーズな学校への移行を図ります。

子育て支援センターでは、予防的支援に視点を置き、親子が気軽に交流できる場の提供(遊びの広場・移動広場)、講演・講座の開催、虐待の早期発見、ブックスタート、家庭訪問などを展開し、各地域に根ざした子育てボランティアと共に、きめ細やかな子育て支援の拠点づくりに努めてまいります。

児童クラブ(学童保育)では、学校終了後の時間を安全に過ごせるように、複数の担当者を配置します。また、保育所施設を有効に利用し、長期休み期間中は工夫ある休みとなるように配慮し、学校と連携し学習の補完も図ってまいります。

【社会保険制度の充実】

母子・父子家庭のひとり親家庭に対し、庁内関連部署や民生委員、自治会、学校などと連携し、引き続き、安心して生活できるよう相談・支援を行う体制を維持するほか、各種制度により医療費負担の軽減を図ります。

国民健康保険事業は、医療費の高止まり傾向が続いておりますが、医療費の削減に向け、レセプト点検の強化、適正な受診の指導、特定健診受診勧奨などの取組みを推進してまいります。

また、国民健康保険税は、税率改正により中間所得層に配慮した引き下げを実施し、納期の改正により負担感を抑えたほか、一般会計からの繰り入れに頼らない会計運営を継続してまいります。

介護保険事業は、第５期介護保険事業計画が最終年となることから、ニーズ調査を実施し、保険料の算定を含め第６期計画(H27～H29)を策定してまいります。

また、介護保険法制度の改正に伴う介護予防給付(居宅介護・通所介護)の市町村事業への移管などを控え、関係機関と連携し適正な事業執行に向けた準備に努めてまいります。

後期高齢者医療は、平成 20 年度からスタートし、制度が定着してまいりましたが、引き続き、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑に業務執行してまいります。

7.住民参画、交流・連携 ・・参加と交流による一体感あふれる村づくり・・

【村民参加・連携の推進】

地域社会の持続的な発展を図るためには、地域の結びつきや人と人との繋がりが大切で、村民同士、村民と役場との情報の共有が必要です。そのために、多くの村民から意見・要望を聞く「まちづくり懇談会」は重要なものと位置づけ、引き続き開催をしてまいります。

「地域担当職員制度」は、３年任期の３回目となることから、さらにその内容を検討し、地域の特性に根差した取組みを積極的に行ってまいります。

また、情報共有のため村広報誌や村ホームページの役割は有用で、見る側の目線に立ち、公正で透明性のある行政情報を発信し、住民と行政が一体となったまちづくりに取り組んでまいります。

【地域コミュニティ活動の推進】

自治会連合会による「地域間交流事業」と位置付けたスポーツ交流会は、パークゴルフやサークルボールなどに多くの住民が参加し、地域間の交流が促進されるよう支援を行ってまいります。

【国内外の交流の推進】

国外交流では、平成 23 年度から、サハリン州オジョールスキイ村との学童交流事業を再開し、昨年度は、本村拓心中学校生徒がオジョールスキイ村を訪問し交流を深めてまいりました。本年は、オジョールスキイ村からの訪問団を受入れする年であり、両村間の交流事業の継続・発展に努めてまいります。

また、村内加工場等で働く中国からの技能実習生と村民の交流事業については、村国際交流協会を中心に、研修生等を受け入れている団体等と協力しながら文化交流事業の充実を図り、継続して推進してまいります。

今から 120 年ほど前の本村のホタテ漁場の開拓に始まる石川県内灘町との繋がりは、今後予定しております連携に向けて、今年度も交流のあり方などの準備を行っていくほか、平成 24 年度に締結いたしました北海道工業大学との地域連携協定を活かし、大学の持つ技術や人材を活用した取組みを推進してまいります。

また、都市住民との交流を促進するために、移住・定住に関する相談窓口を開設し、村広報誌や村ホームページなどを通して情報を発信してまいります。

８.行財政基盤　・・・健全で効率的な行財政基盤の確立・・・

【行政組織の効率化】

わかりやすい村政を目標に掲げ、これまでに課の名称も覚えやすいものへと改正してまいりました。今年度は、政策展開が急務である取組みを推進するため、課の新設と統廃合を行うと共に、定年退職者の再任用に伴う定員管理計画の見直しを行い、計画に基づくバランスのとれた職員採用に努めるほか、組織の効率化と適正な職員配置に向けた機構改革を実施してまいります。

【行財政の健全化】

第６次猿払村総合計画の進行管理を的確に行い、自立する自治体経営を推進するため、引き続き事務事業の評価を行い、公会計制度をもとに計画的かつ効率的な財政運営に努めると共に、財政情報を分かりやすく公表してまいります。

【広域行政の推進】

これまで、各自治体において個別にサーバを設置、管理をしてきた「住民基本台帳ネットワークシステム」について、サーバの一括共同利用を推進し、災害時等におけるデータ消失の防止と管理経費の軽減による効率化に努めてまいります。

また、稚内市と近隣町村において締結する「定住自立圏」において、今年度から公平委員会の共同設置を行い、事務の効率化を図ってまいります。このほか、定住自立圏の協定を活かした広域行政の推進について、村にとってメリットの期待できる取組みについては、積極的に参加し推進してまいります。

おわりに

以上、平成 26 年度の村政に臨む所信と基本的方針について申し述べさせていただきました。

2011 年３月 11 日の東日本大震災以後、被災地が復興に向かっていく今、過去､猿払村においても1939年12月にインディギルカ号が浜鬼志別沖にて座礁、沈没した歴史があります。先人が大切にした人と人との助け合い、人とのつながりや人を思う気持ちが大切であると改めて感じております。

アベノミクス効果は今だ感じられませんが、少子化と急速な高齢化が進む時代の転換期の中で、先人が苦労に耐えながら築いてきたまちを、村民の方々のまちづくりに対する強い思いとともに、「誰にでも やさしい まちづくり」のために、さらに成長させていかなければならないと考えております。

結びになりますが、私は、次代を担う子ども達の希望ある未来のために、助け合いの心と、人と人とのつながりを大切にしながら、村民と行政が連携し、幸せを実感できるまちづくりを目指し、職員一丸となって今まで以上に努力を傾注してまいりますので、議会議員の皆様並びに村民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成 26 年度村政執行方針といたします。

平成 26 年３月 11 日

猿払村長　伊 藤 浩 一